

短時間勤務を希望する者への支援 の充実について

経済危機対策(抄)

平成21年4月10日

「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

第2章 具体的施策

※施策の具体的内容は別紙2で記述

I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避

非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策などを講じ、経済の「底割れ」を防ぐ。

1. 雇用対策

◇非正規労働者等に対する新たなセーフティネット(就労訓練型生活支援)の構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う。

<具体的施策>

(1)雇用調整助成金の拡充等

(2)再就職支援・能力開発対策

○「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

○職業能力開発支援の拡充・強化

○障害者の雇用対策

○ハローワーク機能の抜本的強化等

(3)雇用創出対策

(4)派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

(略)

(5)住宅・生活支援等

I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避

1. 雇用対策

(1) 雇用調整助成金の拡充等
(略)

(2) 再就職支援・能力開発対策

○ 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
(略)

○ 職業能力開発支援の拡充・強化
(略)

○ 障害者の雇用対策
(略)

○ ハローワーク機能の抜本的強化等

・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

(3) 雇用創出対策
(略)

(4) 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等
(略)

(5) 住宅・生活支援等
(略)

短時間勤務を希望する者への支援の充実

- 短時間でありながら正社員としての安定した働き方による雇用の場の確保(就職の促進)を図る。
- 医療(医師、看護師)、保育等の分野において、雇用の創出も図ることが可能。
- 子育て等の事情により、短時間でしか働けない人についての雇用の継続にも資する。

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充

現行

短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出たこと。

中小企業 40万円 大企業 30万円



拡充

短時間正社員制度について、その導入促進に加え定着を図るため、助成措置を拡充。

	1人目	2~10人目
中小企業	40万円	15万円
大企業	30万円	10万円

両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充

現行

6か月以上継続雇用されている者が、一定の短時間勤務制度を、6か月以上利用したこと(10人目まで)。



拡充

短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充。

- 新たに雇い入れた利用者も助成対象に追加
- 助成対象となる短時間勤務制度を拡大
- 期間を定めて雇用されている者にも利用させた場合、助成額を増額

短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度の導入）の拡充

短時間正社員制度について、その導入促進に加え、制度の定着を図るため、助成措置を拡充する。

現行制度：短時間労働者均衡待遇推進等助成金

支給要件

短時間正社員制度を設けた上で、最初の制度利用者が
出た場合に、助成金を支給

支給額

中小企業 40万円
大企業 30万円

拡充案

所要額 94,900千円（平成21年度予算額 15,200千円^(注)）

^(注)短時間労働者均衡待遇推進等助成金のうち、短時間正社員制度の導入に係る予算額（助成金全体の予算額は437,600千円）

支給要件

短時間正社員制度を設けた上で、実際に
制度利用者が出た場合に、制度利用者の
10人目まで助成金を支給

支給額

	1人目	2～10人目
中小企業	40万円	15万円
大企業	30万円	10万円